

宮崎公立大学特任教員就業規則

令和3年4月1日

規程第144号

(趣旨)

第1条 この就業規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条及び宮崎公立大学特任教員規程（令和3年規程第143号）第8条の規定により、特任教員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則（平成19年規程第2号。以下「就業規則」という。）及び公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程（平成19年規程第53号。以下「給与規程」という。）の規定は、特任教員について準用する。この場合において、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の職にある者は、教授、准教授、講師及び助教の職にある者とそれぞれみなす。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第5条、第23条、第25条、第5章第4節及び第80条の規定並びに給与規程第5条第5項から第12項までの規定は、準用しない。

第3条 公立大学法人宮崎公立大学第2種非常勤講師就業規則（平成28年規程第134号）第19条第4項及び第25条の規定は、特任教員について準用する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、理事長が指定する特任教員については、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合は、それぞれ施行日における宮崎市行政職の再任用職員である部付主幹に係る給料月額相当額（この者に支給すべき管理職手当相当額を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合（この者に支給すべき職務段階別加算に係る割合を含む。）とする。この場合において、当該特任教員には、給与規程第8条から第10条までの規定は、準用しない。